

## ○指針の位置付け

「草津市開発事業の手続および基準等に関する指針」は、次の2つの基準から構成され、都市計画法および草津市開発行為の手続および基準等に関する条例（以下、「条例」という。）に関する審査基準ならびに指導要綱に関する審査基準の指針としています。

## ○指針の構成

### 第1編 取扱い基準 編

主に都市計画法および条例に関する開発許可制度全般に関することを記載したものです。具体的には、開発行為の許可手続き、市街化調整区域における開発許可基準（いわゆる立地基準）等を記載しています。

### 第2編 施設および技術基準 編

主に都市計画法第33条の開発許可基準（いわゆる技術基準）に関する内容および施設に関する内容について具体的に記載したものです。

なお、この技術基準において特に定めのないものについては、次の図書等を参考としてください。

宅地造成等規制法施行令、都市計画法施行令

宅地防災マニュアルの解説（編集：宅地防災研究会、発行：株式会社ぎょうせい）

## ○用語の定義

この指針における開発事業および区域とは、条例の対象とする事業および区域ならびに草津市特定開発行為等に関する指導要綱の対象とする事業および区域を言う。